

國際聯合情報部編
外務省情報部文化課訳

婦人の政治上の権利

—その五十六年間にわたる進歩—

労働省婦人少年局

國際連合情報部編
外務省情報部文化課譯

婦人の政治上の權利

——その五十六年間にわたる進歩——

労働省婦人少年局

目次

はしがき

I 基本的権利——序

政治上の平等へ

1 一九一四年以前

2 一九二四年——一九一八年

3 一九一八年——一九四五年

4 一九四五年——一九四九年

II 制限つきの参政権

III 婦人の参政権を認めていない國

附 録

1 現在婦人の参政権を認め、制限し又は留保している憲法規定及び法律の成立年表

2 第一次世界大戦以前に婦人の参政権を認めた國

3 第一次世界大戦の末期に婦人の参政権を認めた國

4	第一次世界大戦末期及び第二次世界大戦末期に婦人の参政権を認めた國	27
5	第二次世界大戦後に婦人の参政権を認めた國	29
6	要 約	30
7	現在大臣の地位にある婦人	30
8	高級婦人外交官	30
9	國際連合の婦人の地位に関する委員會の事業に関する資料	31

は し が き

人類の半分をしめてゐる婦人が過去一世紀半にわたつて戦つてきた平等人權の問題は、第一次大戦の終りからそのあとにかけて、多くの國々の政府によつてとりあげられました。それがそれ／＼の國の國內問題とされているだけでは、なか／＼徹底しないことがわかりました。そこで第二次大戦のあとで、國際連合がこれを始めて國際的な問題としてとりあげ、この問題についての調査や政策の徹底を世界的な規模でおこない、また確實な資料を發表して、各國の啓蒙運動と協力とを促すことになりました。

『婦人の政治上の權利』と題する小冊子は、國際連合から外務省に送られてきた婦人關係の貴重な資料の一部ですが、これを特に婦人週間のために外務省情報部文化課の方が御多忙の中から翻譯して下さいました。出版にあたりあつく御禮申し上げます。

一九五〇年三月

婦人少年局長

山 川 菊 榮

本刊行物は United Nations, Department of Public Information: "Political Rights of Women"——56 Years of Progress——1949 G——全譯であるが、世界の最近における婦人の政治上の権利の進歩を理解する上に好個の文献と思われるので、こゝに勞働省婦人少年局主権による年次婦人週間の行事に際し、總司令部の許可をえて印刷に付し一般に配布することにした。

一九五〇年四月

外務省情報部文化課

基本的權利——序

婦人には男子と同じ政治上の權利があります。現在殆んどすべての國家によつてみとめられているこの原則は、國際連合の基本的綱領の一つであり、その憲章の前文には「男女同權」の信念が明白に認められています。又その第一條においても、國際連合の目的は、なかなしく「人種、性、言語または宗教の差別なく、人權及び基本的自由の尊重を助長し、獎勵して國際協力を達成すること」と述べられています。

一九四八年十一月十日、國際連合總會によつて採擇された人權に關する世界宣言は「人類社會のすべての構成員の固有の尊嚴と、平等で贖ふることのできない權利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。……すべて人類は生れながら自由で、尊嚴と權利とについて平等である。」と宣言しています。

しかしこの男女同權の原則は、國際連合の加盟國のうちでさえまだ現實から遠く隔たつていて男子に許されているのと同じ政治上の權利が、婦人には許されていない國もあります。

一九四六年十一月十九日、國際連合總會は早くこの事實を認め、當時はまだ婦人の政治上の權利を認めていなかったすべての加盟國に對して、男女の政治上の同權を定めるために有効な手段をと

るようとの勧告を行つたのであります。

この結果、經濟社會理事會によつて「婦人の地位に關する委員會」が設けられ、政治、經濟、社會並びに教育の分野における婦人の權利の促進のためまた婦人の權利において直接注意を必要とする緊急の問題に關して、勧告と報告とを準備する任務をになうことになりました。

委員會は、この情報をもつと廣く傳へなければならないことを痛感して、それがひろく一般の人々に利用されるために公開されなければならないということを提案しました。そしてこの勧告にもとずいて、經濟社會理事會によつてこの小冊子の出版が認められたのであります。

現在主權を有する五十カ國の婦人が、男子と同じ權利の上にたつて選舉權及び公職に就く權利を與えられています。他の八カ國では、わずかに一部の平等があり、その他の十三カ國では全然まだ婦人の選舉權も、又公職に就く權利も認められていません。

これらの權利をかちえるための婦人の組織的運動は、偏見や既成の慣習及び傳統に對して激しい闘いを始めました。この闘いは一九世紀の中頃からはじまり、以後ますます盛んに續けられてきました。二回の世界大戰の終りごとに、若干の國は、戦時の功績を認めて、婦人に選舉權及び公職に就く資格を許しました。これらの期間における婦人の權利の進歩は、地味ながら、極めて堅實なものでした。

この小冊子に記されている情報は、現在の主權國家の婦人が男子と同じ政治上の權利を獲得するようになつた過程を明白に示しています。

この進歩の過程は、一九一四年（第一次世界大戰勃發の年）にさかのぼつて、一九一四年——一九一八年、一九一八年——一九四五年、一九四五年——一九四九年の四期に分けることができます。すなわち、それはこれらの年月を通じて、七十一の主權國家における政治上の平等の地位を目ざした運動の進歩を、年代順に示すようになっており、それらの國のあるものは、婦人に選舉權を與えたその日から獨立をとげています。これにはまだ情報をえられない信託統治國及びその他の非自治國のことは含まれていません。

若干の連邦國家では、婦人の政治上の權利を認めるための國內法が、その州や縣における法律よりもおかれて、しばしば後になりました。その爲、ある連邦國家は、その州や縣において早くから行われていた婦人の權利の進歩に照して、思つたよりも年代の上では後れています。

I 政治上の平等

I 一九一四年以前

第一次世界大戦前においては、わずかにニュージーランド、フィンランド及びノールウェーの三國が婦人に選舉權と公職資格を許していたに過ぎませんでした。

ニュージーランドでは、一八八九年、男子にのみ無制限の選舉權を與えたのですが、まもなくそれより四年の後、婦人にも同様の權利を與えました。これにはマオリの婦人も含まれていましたが、彼女達の場合には、當時まだ財産上の資格を具えることが必要であり、またこの資格を具えないものでも立法府(國會)におけるマオリの議席のための特別選舉區では、選舉を行うことができました。一九一三年、ノールウェーは法令により婦人に參政權を與えましたが、のち一九二八年になつて、それは憲法の規定に改められました。

オーストラリアでは、一九一四年以前から、すなわち一八九四年に南オーストラリア、一八九八年に西オーストラリア、一九〇二年にニュー・サウスウェルス、一九〇三年にタスマニア、一九〇五年にクィーンズランド、一九〇八年にヴィクトリアというように、すでに多くの州が婦人の政治上の權利を認めていましたが、一九四八年、連邦政府はついに婦人の政治上の權利を全國的基礎

の上に擴大しました。

2 一九一四年——一九一八年

一九一四年から一九一八年までの間及びそれにつづく數年間に、イギリス、アメリカ合衆國、ソ連邦及びその他の多くの國家では、婦人の政治上の權利獲得の上に著しい進歩を示しました。イギリスでは一九〇〇年以後婦人運動者の參政權獲得運動が次第に盛んに行われましたが、この運動のためには、リーフレット、ビラ、演説、スローガン(標語)は勿論、ハンガーストライキにまで及ぶあらゆる手段が用いられました。合衆國でもこれと同じ運動が州から州へと行われ、早くは一八四八年にニューヨークのセネカ・ホールズの第一回女權會議において始められています。丁度この時期にロシアでも共産主義制度が確立された結果として、數百萬の婦人に參政權が與えられました。

デンマークは、一九一五年婦人に參政權を與えましたが、當時デンマークの治下にあつたアイスランド婦人にも同時に選舉權が與えられました。一九二四年から一九二六年までの間、デンマーク文部大臣の椅子は婦人が占めており、一九四四年、アイスランドがデンマーク王國との關係を斷つことに決した際も、婦人はその新共和國憲法の下に選舉權を保持しました。

ロシアでは、一九一七年の革命後、同年秋の選舉人會議選舉のために臨時政府が宣布した法令が、

婦人に國家的標準において選舉權及び被選舉權を許した最初の法律的手段であり、一九一八年七月の第五回ソビエツト全露會議は、十八歳以上の婦人に男子と同じ選舉權及び被選舉權を許す憲法を採擇しました。この權利を保證しているソ連邦共和國の新憲法は、一九二三年に採擇され、一九二五年に改訂されて、ソ連邦全共和國の規準になりました。ソ連邦の一九二三年憲法は「平等の權利による人民の自由なる同盟」に歸するのであり、參政權に關する別々の條項は夫々の共和國にのこされていました。一九三六年憲法は、全ソ連邦にたいし、經濟的、國家的、文化的社會的及び政治的生活のすべての部門における男女の平等の權利を宣言し、一九四九年五月三十一日の政府報告書は、一九四六年にソ連邦最高會議の代議員總計一三三九名の中に二七七名の婦人が選ばれたことを述べています。

カナダでは、一九一七年の戰時選舉法が「從軍男子と最も近い關係にある婦人」に參政權を與えました。一九二〇年、連邦選舉においての全選舉權が許され、同年よりカナダ婦人はあらゆる國民選舉において投票を行うようになりました。しかし、諸州のうち一九一六年アルバータ、サスカチワン、及びマントバに、一九一八年ノバスコシアに、一九一九年ブリテイッシュ・コロンビア、オンタリオ及びニュー・ブランズウィックに、一九二〇年プリンス・エドワード・アイランドに夫々婦人のすべての參政權が許されましたが、ケベックでは、一九四〇年にいたるまで婦人は州の選舉に参加することを許されませんでした。

一八五五年から一九三三年迄自治國であつたニューファウンドランドは、一九二五年、國會法によつて婦人に參政權を與えたので、婦人は同年から選舉を行うようになりました。

イギリスでは、一九一八年の婦人の資格法が三十歳以上の婦人に選舉權、被選舉權及び公職資格を與えました。一九二八年の平等參政權法は、イギリスの二十一歳以上の婦人にあらゆる選舉資格を與えたので、ここに全イギリスの婦人ははじめて男子と同じ政治上の平等を許されました。一九二九年には婦人が勞働大臣に任命され、又最近ではイギリス内閣の文部大臣の椅子も婦人が占めています。一九二八年婦人資格法がアイルランドに適用されました。その條項は一九二二年アイルランドが自由國になつても引きつがれ、一年の後アイルランド婦人は國家及び地方公共機關への選舉資格を與えられました。アイルランドの婦人投票權は、一九三七年の憲法で確認され、一九四九年、共和國によつて宣言されました。

婦人參政權の獲得運動は合衆國に始められたといわれますが、アメリカ婦人は連邦政府によつて一九二〇年まで投票權を許されていませんでした。憲法の第十九回修正は、州が性別によつて合衆國公民の參政權を制限することを禁止しましたが、一八六八年、ワイオミングの連邦所有地では、早くも婦人が投票を行うことができました。コロラド、ユタ及びアイダホの諸州は、一八九〇年に

婦人に投票を許し、一九一八年の末には三十州の婦人がこの権利をえることが、出来ました。婦人が投票を行った最初の國民選挙は一九二〇年です。それ以後、婦人は男子と同じ公職資格をえて、合衆國國會に、あるいは州知事として選ばれ、一名の婦人は大統領の内閣に労働大臣となり、三名は公使として外交事務に従事しました。

3 一九一八年——一九四五年

一九一八年、ドイツは政令によつて婦人に選挙権を与えました。その結果、この権利及び公職資格はワイマール共和國憲法によつて確認されましたが一九三三年ナチスが政権をとつた際、選挙権は削られませんでした。公職資格は事實上廢止されました。しかし、現在では被占領ドイツのすべての地區（及び西部地區のための一九四九年ボン憲法の下において）は、婦人は男子と同じ選挙権及び公職資格をえています。

一九一九年、オーストラリア、和蘭、ルクセンブルグ、チェコスロバキア及びポーランドが婦人選挙権を許しました。

一九一九年三月に通過した選挙法によつて選出されたオーストリア共和國第一回選挙人大會は、同年より婦人に男子と同じ選挙権及び被選挙権をあたえ、一九二〇年十月採擇されたオーストリア

憲法はこの婦人の権利を保證しました。

オランダでは、一九一五年、法律によつて婦人の公職資格を認めましたが、一九一九年までは参政権は與えられませんでした。現在では、婦人はすべての政治上の権利を享有し、又行政、立法及び司法上のどんな職にでも就く資格があります。

ルクセンブルグでは、一九一八年に婦人は選挙権をえましたが一九一九年には國會の選挙資格をも持つことができました。しかし、一定の司法、行政の職につく資格は現在もなお許されません。

一九一八年に發足したチェツコスロバキア共和國は、翌年婦人に選挙権を與えましたが、一九二〇年憲法は「性、出生及び職業による特權を認めない」と宣言し、チェツコスロバキア公民は性別によらず國會への選挙権及び被選挙権を有すると規定しました。

一九一八年には、ポーランドもまた主權國家の地位を回復し、翌一九一九年には男女が平等の權利において國民議會を選出しました。一九二二年に効力を發した新憲法は婦人にあらゆる選挙権及び公職資格を與え、二十一歳以上の全ポーランド公民に選挙権が與えられ、二十五歳以上の全公民に國家及び地方公職資格が與えられました。

一九二一年、スエーデンもまた憲法を改正して、婦人に男子と同じ選挙権及び公職資格を與えたので、それ以來スエーデン婦人は次第に活潑に國務に携わるようになり、一九四八年にはリクスグ

アグ（國會）下院の二三〇名の議員のうちに二十一名の婦人が選舉され、また、上院一五〇名のうちに六名の婦人が夫々選ばれました。

ハンガリアの婦人は一九二五年の全國選舉において制限つき參政權を與えられましたが、法律は男子の資格二十四歳に對し、婦人有權者には最低三十歳の資格を定め、その上四年以上の學校教育、登録の際に三人の生存子女を有すること、あるいは最少限の學校教育及び自活能力を有するものでなければならぬという資格を要求しました。またこの法律は一九三八年に最少限十年の市民權、最少限六年の學校教育を持つ婦人及び自活能力を有する者、選舉資格者の妻あるいは寡婦である婦人を含めるよう修正したのであります。この一九三八年の法律は選舉資格者の妻或いは寡婦で、教養があり、更に三人の生存子女を持つ婦人に選舉權を擴張しました。かつて、あるハンガリアの婦人有權者は、子女の死と夫の不適合のために資格を失いました。なお、この法律には、すべての中等教育のある婦人は六十六歳に達した時自動的に選舉權が與えられ、大學卒業者及び知的職業に従事する婦人は年齢を問はず選舉資格を有すると規定されております。

エクワドルは、婦人に選舉權を與えることにおいてラテン・アメリカ諸國のうちの先驅者でしたが一九四六年まではすべての政治上の平等は許していませんでした。一九二九年エクワドルの法律は、教養ある婦人に選舉權を與え、その一年後に一定の資格ある婦人の公職資格を認めました。一

九四六年の憲法は「男女を問わず、すべてのエクワドル人で、十八歳以上の読み書きできるものは公民であり、その故に、一般法により選舉權及び被選舉權を享有し、公務員に任命されることができ」という項目によつて政治上の平等を確立しています。男女有權者の間に現在も残されている一つの差別は、男子の場合は義務的であり、女子の場合は任意であるということです。

南アフリカ連邦では、一九三〇年以來二十一歳以上のヨーロッパ婦人が選舉權及び公職資格を有していますが、あらゆる水準において行政、立法及び司法の職に就く資格を有しています。今日若干の南アフリカ婦人は辯護士としての資格を具えていますが、しかし法律的には階級的な一線が劃されており、他方、婦人は地方議會においては、よく活やくし多くの大都市の市長に選ばれています。セイロンでは、婦人は一九三一年に參政權をえましたが、資格年齢は男子の二十一歳に對し三十一歳でありました。この不平等は一九三四年から一九三五年にいたるまでの議會の修正法令によつて除かれましたが、一九四六年セイロンがイギリスの連邦になる二年前、男女平等の普通選舉及び公職資格が確立されました。

一九三一年から一九三九年までのスペイン共和國は婦人に男子と平等の政治上の權利を許しましたが、地方選舉においては一九二六年以來婦人は選舉を行つていました。

ブラジルの婦人は、一九三二年以來選舉權及び公職資格をえましたが、リオ・グラン・ド・ド・ノ

ルト州では、それ以前からそれらの権利を認めていました。一九四六年連邦憲法は、これらの婦人の権利を男子と同等に保證しました。ブラジルの法律によれば、婦人は國家、州あるいは地方政府におけるあらゆる行政、立法及び司法の職に就く資格を與えられています。

トルコの婦人は、一九三五年にはじめて國會選舉に投票權を行使し、一七名の婦人を議會に送りました。選舉權は一九三〇年すでに婦人に與えられていましたが、それは地方選舉に限られていました。しかし、一九三四年、選舉權及び公職資格が憲法の修正によつて許されました。

タイの婦人は、專制から立憲君主制に政治形態を變えた革命によつて、一九三二年、政治上の權利を許され、後選舉法によつて確認されました。

キューバでは、一九三四年の大統領令によつて婦人は男子と同等の政治上の權利を許されました。一九四〇年憲法は婦人にあらゆる選舉權及び國家、州及び地方の行政、立法及び司法機關への男子と同じ條件による被選舉權及び公職資格を與えました。

ウルガイでは、婦人は一九三四年五月以來あらゆる選舉權を與えられました。一九三四年憲法は「すべての公民は國家主權の構成員である。この條件及び別に規定されるべき條項によつて選舉權及び被選舉權を行使することができる。」と規定しています。婦人の參政權は、すべての選舉において男子のそれと同じであり、既婚婦人の權利は夫の權利から獨立しています。一九四二年のウルガ

イ改訂憲法は婦人の平等の政治上の權利を確認しました。

インドの婦人は、一九二〇年以前は參政權を與えられていませんでした。一九一九年のインド法案により、政府は性別による不適格を保留しながらも、如何なる地方立法會議もその土地の婦人に參政權を與えることができるという條件によつて選舉規定を制定しました。それ以後の十年間に、九つの州のうち七州の婦人が選舉權を達得しましたが、一九三五年のインド法による政府は、六百萬以上の婦人に參政權を與え、婦人のために若干の國會の議席を保持しました。インドの憲法草案は、婦人のために平等の參政權及び公職資格を保證しています。その適切な條項は、すでに二九六名の議員のうちに十一名の婦人を含む投票者會議によつて票決に附されて承認されましたから、憲法の効力發生と同時に實施されることにならざるでありましょう。一九四九年三月、五十三名の婦人が中央及び地方の議會に選出され、一名の婦人がインド政府の厚生大臣に、他の一名が駐ソ大使に任命され、後者はまた、後に駐米大使に任命されました。

ビルマの婦人は、一九二二年制限附き選舉を許されましたが、ビルマ法による政府の下に一九三五年までは平等の政治上の權利を保證されませんでした。一九四七年ビルマ獨立以後は十八歳以上のすべての婦人が參政權を達得しました。

ルーマニアも又、一九三五年婦人に選舉權及び公職資格を與えました。一九四八年の共和國憲法

は、兩性の政治上の平等を認めました。現在の外務大臣は婦人であります。

ヒリツピンでは、婦人の組織的政權獲得運動が一九三七年に婦人のみによる人民投票を施行させるにいたらしめました。この権利は一九三五年の憲法によつて與えられたのであります。ヒリツピンの婦人は、ほぼ一對十の割合で、彼女等の政權獲得のために投票しました。現在、ヒリツピンの憲法は二十一歳に達したすべての男女公民に對し、あらゆる選挙の投票を許しており、又、婦人に男子と同等のすべての公職資格及び被選挙権を規定しています。

一九三九年から一九四五年までの間は、蒙古共和国、ドミニカ共和国及びフランスだけが婦人にすべての選挙権を與える運動を行いました。蒙古共和国の基本憲法は、一九二四年に採擇され、無條件で男女平等の権利を保證しました。一九四〇年の新憲法は「婦人は男子と平等の條件において選挙権及び被選挙権を有する」と規定しています。それは一九四四年九月修正されて、現在では「十八歳に達した蒙古共和国のすべての公民は、性、國籍、宗教、教育、定住不定住及び財的地位の如何を問はず、狂人及び法廷において選挙資格を喪失することと罰を宣告されたものを除き、選挙に参加する権利及び被選挙権を有する。」と規定しています。

一九四二年のドミニカ共和国憲法は「すべての政治上の権利は、既婚、未婚を問はず、十八歳に達したすべてのドミニカ男女に與えられる」と宣言しています。既婚婦人の権利は、夫の権利から

獨立し、すべての婦人は公職資格を有します。

フランスでは、早くも一七八九年に「同權の宣言」が起草されましたが、婦人は一九四四年の憲法規定によつて、はじめて全面的参政權を許されました。また、アルゼリーのフランス臨時政府は一九四四年に、同様の條件で男女に投票權を與える法令を發しました。一九四五年の選挙人會議はこの法令に基く最初の婦人投票により選挙されました。一九四六年のフランス新憲法は「法はすべての分野において婦人に男子と同様の權利を保證する。」と規定し、一九四七年の組織法はアルゼリーのフランス地區婦人に選挙權を許しました。

4 一九四五年——一九四九年

イタリーでは、婦人は一九四五年に選挙權を許されました。婦人は一九四六年二月の人民投票において、はじめて投票を行いました。選挙權及び公職資格は一九四七年の憲法によつて確認されました。

一九四五年に又、リベリアの憲法修正は全國選挙における男女の同權及び男女の平等の公職資格を許しました。

一九四六年に、婦人はアルバニア、ユーゴスラビア、パナマ及び日本等の廣く散在する國家にお

いて政治上の權利を獲得しました。

一九四六年アルバニア憲法は、十八歳に達したすべての公民は、性、國籍、人種、信條、文化的水準及び住居の如何を問わず、すべての政府機關への選舉權及び被選舉權を有すると述べています。同じ年のユーゴスラビア憲法は「性、國籍、人種、信條、教育程度あるいは居住地の如何を問わず、十八歳に達した全市民は國家のすべての機關に對する選舉權及び被選舉權を有する。」と規定し、婦人は國家的、經濟的及び社會的、政治的生活のあらゆる分野において、男子と同じ權利をもちました。

パナマの一九四六年憲法は、性別を問わず全パナマ人に公民權を保證し、公民權とは、普通選舉を通じての公職への選舉權及び被選舉權であり、行政及び司法の公職資格であると定義しており、三名の婦人が、この憲法の署名者でありました。

日本の婦人は、一九四六年の末に政治上の平等を獲得しました。新憲法は「人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は收入によつて選舉人の區別をしてはならない。」と規定しています。

一九四七年には、アルゼンチン、ブルガリア、中國及びベネズエラの四カ國が、夫々の婦人にすべての政治上の地位を與えました。

アルゼンチンでは、サン・ジャン州の婦人が、一九二七年に早くも州選舉における選舉權を獲得しましたが、連邦政府は二十年の後まで、すべてのアルゼンチン婦人に男子と同じ政治上の權利を與えませんでした。

ブルガリア共和國の一九四七年憲法は、婦人に參政權を擴張したので、それ以來婦人は同國の公共事業に活潑にたずさわるようになり、現在では一名の婦人が郵便電信大臣の地位についています。中國では、一九四一年の暫定憲法も一九三六年の草案憲法も共に婦人に參政權を及ぼすことを規定しています。しかし、一九三一年に開始された極東の紛争は、一九四六年に採擇された「すべての公民は法の前にて性別、宗教、人種、社會上の地位又は政治上の意見を問わず平等である。」という新中國憲法が施行される迄さきの條項の實施を妨げました。現在では、法律によつて定められた條件にかないさえすれば、すべての公民は公職資格をもつことができます。新憲法では婦人に選舉權を與えているばかりでなく、國會議席の一定數を婦人が占めなければならないことを規定しており若し婦人が一定の議席をかちえられなかつた場合、議席は空席のまゝでおかれることになつております。

ベネズエラの婦人は、一九四五年十月の革命の結果、完全な政治上の同權を獲得しました。そして、一九四六年普通選舉によつて選出された選舉人會議及び臨時國會は、ベネズエラの歴史上はじ

めて數名の婦人を交えました。

南朝鮮（大韓民共和國）の婦人は、一九四八年國際連合の監督の下に行われた議員選舉の際に、はじめて選舉權を行使しました。この選舉規則は「二十一歳以上の如何なる市民も性別、財産、教育及び宗教の如何を問はず選舉權を有する。又二十五歳以上の如何なる市民も國會への被選舉權を有する。」と規定しています。

婦人が男子と同じ政治上の權利を獲得するまでの期間の正確な年代的記録は、長年そのために闘つたベルギーの婦人に對して公正な判決を與えていません。法律の通過が一九四九年に効力を發することになつていたため一九四八年までは、すべての選舉權は、婦人に許されませんでした。ベルギーの婦人は、一九四九年六月の全國選舉において、はじめて男子と同等の資格で選舉を行いました。しかし、地方選舉の投票權は、一九二一年に早くもベルギー婦人によつて獲得されています。同時に又第一時世界大戰で夫や息子を失つたすべての婦人、敵彈に仆れたり、侵入軍によつて捕われ、あるいは追放されたものの母又は寡婦は、全國選舉の選舉權を與えられていました。一九二八年、「一、婦人は司法事務につくことができない。二、もし婦人が市長になつた場合は、その市の警察權は男性の助役に譲らなければならない。」という二つの條件を附して婦人は公職資格を與えられました。

一九四八年、イスラエル國が設立された際には、婦人は直ちに選舉權及び公職資格を與えられました。それ以來イスラエル婦人は、全國選舉に参加し、現在一名の婦人がイスラエル内閣の勞働、社會保險大臣の椅子を占めています。

チリでは、婦人は一九四九年一月の全國選舉の際に參政權を與えられました。チリーの婦人は、一九三四年以來地方選舉權をえていましたが、現在では一名の婦人が駐和蘭公使を勤めています。

II 制限つきの参政權

ラテン・アメリカの六カ國を含む八主權國家では、婦人に制限つきの選舉權を許しています。これらの國の多くでは、婦人の教育上の資格が男子のそれよりも高いので、ガチマラでは、憲法も選舉法も婦人に選舉權を許していますが、それは男子と平等の條件においてはありません。男子は教養の有無にかかわらず投票を行うことができ、教養あるものは強制的に、教養のないものは任意であり、一方、教養のない婦人は全然投票を行うことができず、教養ある婦人の場合は任意であります。法律は教養ある婦人の被選舉權又は行政、立法及び司法上の公職資格を認めています。

ペルーでは、憲法は「公民とは、丁年に達した男性ペルー人、読み書きできる既婚者及び解放されているものである。参政權は、読み書きできる公民に與えられる。また地方選舉においては、丁年のペルー婦人、既婚者又は結婚したことのあるもの及び丁年に達しなくとも家族の母であるものが、選舉權を享受することができると規定しています。この條項は一九四六年に通過した選舉法によつて實施されました。

メキシコ及びボリビアでは、ともに婦人の投票權を地方選舉にのみ限つています。メキシコの二、三の州では、一九二六年に早くも婦人に参政權を與えましたが、二十年後の現在もなお、選舉權

は全國の婦人に與えられていません。現行憲法の下では、選舉權を有する公民は十八歳以上の既婚者、二十一歳以上の未婚者及び正規の生活手段を有するものでなければなりません。しかし、連邦法の一般的解釋によれば、婦人は参政權を許されていないので、憲法も又、如何なる州の法律も婦人が州選舉において投票權を有することを特に規定していません。しかし、一九四七年に採擇された憲法の條項は、メキシコ婦人に地方選舉における投票權を許しています。一九四五年ボリビア憲法は、婦人に地方選舉權及び公職資格を許しています。

サルバドルの婦人は、選舉を許される以前に二十五歳であること、及びすくなくとも第三學級を終了したことの證明を得なければなりません。この資格はサルバドルの男子には不要です。

ニカラガでは、一九四八年憲法が、婦人に選舉權及び特定の公職資格を與えています。しかし、これらの權利の實施については、ニカラガ國會の三分の二の多数によつて承認されなければならぬという法律に支配され、しかも、その法律はまだ承認されていないのであります。

一九一一年ギリシャ憲法は「ギリシヤ人は、法の前に平等であり……ギリシヤ公民のみ公職資格を有す」と規定しているため、ギリシヤ婦人は、資格の上では男子と同じ参政權を有しますが、實際上は地方選舉の場合にしか選舉權を行使できないことになっています。しかも、この特權は婦人が一九二五年に獲得したものであるにかゝらず、男子の二十一歳に對して三十歳という年齢資

格及び読み書きの能力という條件が附されています。一九四九年のはじめに出された法令は、婦人最低資格年齢を二十五歳に引下げ、次期選挙における地方政治顧問の被選挙権及び一九五二年よりの市長の被選挙権を婦人に與えました。一九二一年ギリシヤ憲法は、現在改訂されつつありますが、その草案は婦人に政治上のあらゆる權利を與えることを保證しています。

ポルトガルでは、婦人の權利は、特別の教養上及び納税上の資格を定める法令によつて制約されています。家長である婦人は、その納税額が一〇〇エスキュドス以内であつても選挙権を有しますが、その他の婦人は、選挙権をえる前に學校の一般學科過程を終了した者、教職、商工業施設の過程に従事した者、又は美術、音楽の研究を行つたことのある者のいづれかの資格を具備しなければなりません。

Ⅲ 婦人參政權を認めていない國

現在十三の主權國家がまだ婦人に政治上の權利を與えていません。しかし、それらのうちのサウヂ・アラビア及びエチオピアの二國は選挙が行われていないのです。

サウヂ・アラビア憲法は「議會は立法會議の名の下に、首都において組織され、總長、同顧問及び六名の有力者により成立する。後者は練達で有能な人物でなければならない。そして彼等は國王により任命される。」と規定しています。

エチオピア憲法の第三十條は「上院の議員は、長年王族、裁判官又は軍の長官として國王に奉仕したメクアネント（貴人）でなければならない。」と述べています。

アフガニスタン、コロンビア、コスタリカ、エチプト、ハイチ、ハシニミチ・シヨルダン王國（トランス・シヨルダン）、ホンジュラス、イラク、レバノン、スウイツアランド及びシリアにおいて、男子のみが選挙権と公職資格を享有していますが、コロンビア、コスタリカ、エチプト及びレバノンにおいては、婦人に參政權を與える法律案が現在夫々の國會に提出されています。右にあげたうちの他のすべての國では、その國民の政治上の權利を定義する場合、法規は特に男子のみを対象としています。」

國名	年代
アフガニスタン	一九三二
アルバニア	一九四六
アルゼンチン	一九四七
オーストラリア	一九一八
オーストリア	一九一九
ベルギー	一九四八
ボリビア	一九四五
ブラジル	一九四六
ブルガリア	一九四七
ビルマ	一九四七
白ロシア	一九三七
カナダ	一九三八
セイロン	一九四六
チリ	一九四九
中国	一九四七
コロンビア	一八八六

國名	年代
コスタリカ	一九三六
キューバ	一九四〇
チエツコスロバキア	一九四八
デンマーク	一九一五
ドミニカ	一九四二
エクワドル	一九四六
エチオピア	一九三五
サルパドル	一九四六
エチオピア	一九三一
フィンランド	一九四四
フランス	一九四六
ドイツ	一九四六—四九
ギリシャ	一九四九
グワテマラ	一九四五
ハイチ	一九四六
ハシミテ・ジョルダン	一九二八

[illegible]

國名
ウルガイ
ベネズエラ

年代
一九四二
一九四七

國名
ユーゴスラビア

年代
一九四六

◎

◎ 婦人に平等の權利を與えている國。
○ 特別の資格ある婦人にだけ選舉權を與えている國。
× 全然婦人の權利を認めていない國。
△ 地方選舉だけに婦人の選舉權を認めている國。

(五十カ國)
(五十カ國)
(十三カ國)
(三カ國)

2 第一次世界大戰以前に婦人の參政權を認めた國

國名
オーストラリア
フィンランド

年代
一八九五
一九〇六

國名
ユーグーランド
ノールウエー

年代
一八九三
一九一三
計 四カ國

3 第一次大戰の末期に婦人の參政權を認めた國

國名
白ロシア
カナダ
デンマーク
アイスランド
アイルランド

年代
一九一七
一九一七
一九一五
一九一五
一九一八

國名
ウクライナ共和國
ソ連邦
イギリス
アメリカ合衆國

年代
一九一七
一九一七
一九一八
一八六九

計 九カ國

(註) アメリカ合衆國は、各州立法によつて順次認められたが、その最初の年代

4 第一次大戰末期及び第二次世界大戰末期に婦人の參政權を認めた國

國名
オーストリア

年代
一九一九

國名
ベルギー

年代
一九二二

國名	年代	國名	年代
ボリビア	一九四五	ルクセンブルグ	一九一九
ブラジル	一九三二	メキシコ	一九二六
ビルマ	一九二二	蒙古	一九二四
セイロン	一九三一	和蘭	一九一九
チリ	一九三四	ニカラガ	一九三九
キューバ	一九三四	ペルー	一九三三
チエツコスロバキア	一九一九	ヒリツピン	一九三七
ドミニカ	一九四二	ポーランド	一九一九
エクワドル	一九二九	ポルトガル	一九四五
フランス	一九四四	ルーマニア	一九三五
ドイツ	一九一九	南アフリカ連邦	一九三〇
ギリシャ	一九二五	スエーデン	一九二一
グワテマラ	一九四五	タイ	一九二二
ハンガリー	一九二五	トルコ	一九三〇
インド	一九一九—三五	ウルガイ	一九三四
リベリア	一九四五		

計 三三カ國

5 第二次世界大戦後に婦人の参政權を認めた國

國名	年代	國名	年代
アルバニア	一九四六	イタリー	一九四五
アルゼンチン	一九四七	日本	一九四六
ブルガリア	一九四七	朝鮮	一九四八
チリ	一九四六	パナマ	一九四六
サルバドル	一九四六	ベネズエラ	一九四七
イスラエル	一九四八	ニールゴースラビア	一九四六

計 十二カ國

6 要約

第一次世界大戦以前に婦人の参政權を認めた國……………四カ國
 第一次世界大戦末期に婦人の参政權を認めた國……………九カ國
 第一次世界大戦末期と第二次世界大戦と末期との間に婦人の参政權を認めた國……………三三カ國
 第二次世界大戦後に婦人の参政權を認めた國……………一二カ國

計……………

五八カ國

7 現在大臣の椅子を占めている婦人

ブルガリア	ソラ・ドラゴイチエバ夫人	郵便電信大臣
キユーバ	マリブランカ・サバス・アロマ夫人	無任所大臣
チエツコスロバキア	ヤルミラ・ヤンコブコバ夫人	食糧大臣
デンマーク	ファンニー・ヤンセン夫人	家庭家族大臣
フィンランド	テイイネ・レイボ・ラルソン夫人	社会大臣
インド	ラジクマリ・アムリット・カール夫人	厚生大臣
イスラエル	ゴルダ・メイヤーソン夫人	労働・社会保険大臣
ノールウェー	アスラウグ・アスランド夫人	家庭家族大臣
ルーマニア	アンナ・パウカー夫人	外務大臣
スエーデン	カリン・コツノ夫人	補給大臣

8 高級婦人外交官

チリ	カルメン・ヴァイアルド・セニョレツト夫人	駐オランダ公使
デンマーク	ボデイル・ペダトルブ夫人	駐アイスランド公使
インド	ジイジャヤ・ラクシュミ・バンデイト夫人	駐米大使
アメリカ合衆国	ペルレ・メスタ夫人	駐ルクセンブルグ公使

9 国際連合の婦人の地位に関する委員会の事業に関する資料

婦人の地位に関する報告書

第一回總會の報告書	一九四七・二・二五
第二回總會の報告書	一九四七・三・一五
第三回總會の報告書	一九四八・一・二六
第三回總會の報告書	一九四九・四・一九

經濟社會理事會の決議

第二回總會	一九四六・六・二一
第四回總會	一九四七・三・二九
第五回總會	一九四七・九・二
第六回總會	一九四八・三・一二
第七回總會	一九四八・八・三〇
第八回總會	一九四九・三・一五

参考文献

A 政治上の權利に関するもの

婦人參政權及び婦人の公職資格に関する憲法、選舉法及びその他の法的文書

一九四七・二・二九

一九四八年五月二日より、コロンビアのボゴタに開かれた第九回國際米州會議最終議定書よりの抜萃及び婦人の参政權及び市民權承認に關する汎米協定

B 教育の機會に關するもの

一九四八・一〇・二六
一九四九・二・二四

教育的、職業的機會の分野における婦人の現存の無能力を示す詳細な比較報告書

C 國籍に關するもの

一九四九・一・二六

婦人の國籍の分野における協定及び協約

質疑應答録 G (國籍) への回答に基いた報告書

婦人の國籍の分野における國際連盟による研究に關する報告書

D 經濟的權利に關するもの

一九四九・一・二二
一九四九・二・二八
一九四九・二・二七

婦人の經濟的、社會的權利の部門における國際勞働機關の役割 (ILO)

一九四八年六月—七月、サンフランシスコにおける國際勞働機關會議の業績に關する報告書

男女勞働者の同じ仕事に對する同じ賃銀の原則
國際連合情報部の出版物

國際連合は婦人の地位のために何を行っているか

—アメリカ合衆國、ニューヨーク、レークサクス國際連合情報部—

一九四八年

一九五〇年三月十五日 印刷
一九五〇年三月二十日 發行

東京都千代田區代官町一番地

編者 勞働省婦人少年局

印刷者 石井精一郎

印刷所

東京都中央區新富町一ノ七
安信舎印刷株式會社